

5 年 保 存
機 密 性 1
令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 13 年 3 月 31 日まで

基 発 0626 第 1 号
雇 均 発 0626 第 2 号
令和 7 年 6 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

令和 7 年度における地方版政労使会議等の開催について

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 10 条の 3 に基づく協議会及び各都道府県における地方公共団体及び労使団体等の地域の関係者から構成される会議（以下「地方版政労使会議等」という。）については、一昨年度より、賃金引上げに向けた機運の醸成を目的として、主たるテーマに「賃金引上げ」に向けた取組を追加し、1 月、2 月を中心に開催いただいているところである。

今般、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催することとされたところである。

については、本年度における地方版政労使会議等の開催に当たっては、下記のとおり取り扱われるよう、都道府県や労使団体等を始めとした構成員と協議するようお願いする。

なお、大臣官房地方課、職業安定局、人材開発統括官、総務省自治行政局、経済産業省経済産業政策局、中小企業庁及び公正取引委員会事務総局経済取引局取引部とは協議済みであり、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び日本労働組合総連合会に、本通達の内容を説明していることを申し添える。

記

1 本年度に取り扱うテーマ

(1) 主たるテーマ等

「賃金引上げ」に向けた取組」を主たるテーマとし、加えて、主たるテーマに関連する管内地域の課題に即したサブテーマを設定すること。

(2) サブテーマの位置付け及び設定等

サブテーマは、主たるテーマに関する議事をその地域に一層即したものとするために設定するものとする。

また、その設定に当たっては、管内状況や地方公共団体の問題意識等を踏まえ、都道府県労働局長のリーダーシップの下にサブテーマ案を検討し、構成員と協議を行うこと。

なお、サブテーマ案は、例えば、「管内の主要な産業である〇〇における取組等」、「昨年度・一昨年度の地方版政労使会議等で説明された支援策を用いた賃金引上げ事例等」、「昨年度・一昨年度の地方版政労使会議等で問題提起された課題に対するその後の取組状況」が考えられること。

(3) その他

管内の雇用情勢等を踏まえ、サブテーマを追加又は変更する場合があること。

2 開催時期

令和8年1月、2月を中心とすること。

なお、上記に加え、構成員から他の時期での開催の要望がある場合には、出席者や内容、開催時期等の在り方について、構成員と十分に調整を行うこと。

3 出席者

可能な限り、各構成員を代表する者となるよう調整すること。

また、公正取引委員会に対し、オブザーバーとして出席を求めること。

さらに、必要に応じて、上記1(2)のサブテーマに関連の深い団体等に対し、構成員又はオブザーバーとして出席を求めること。

なお、各構成員の意向を踏まえ、総務省からオブザーバーとしての説明を求める場合、本省経由で調整を行うこと。

4 開催形式

対面とすること。

なお、構成員の都合により、オンラインとのハイブリットでも差し支えないこと。

5 議事

(1) 都道府県労働局の説明内容

厚生労働省が実施する賃上げ環境の整備のための支援施策を中心に説明すること。

(2) 構成員からの説明内容

主たるテーマに関連した独自の取組を行っている又は今後行う予定がある場合、それらの説明を行ってもらうよう都道府県を始めとした構成員（経済産業局を除く。）に働きかけること。

(3) 経済産業局からの説明内容

取引適正化に関する好事例や生産性向上に向けた支援策等について説明することを予定していること。

(4) 公正取引委員会からの説明内容

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和7年法律第41号）によって、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）は製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の遅延等の防止に関する法律となり、その改正事項（令和8年1月1日施行）等について説明することを予定していること。

(5) 総務省からの説明内容

地方公共団体の官公需における価格転嫁の取組等について説明することを予定していること。

なお、総務省の出席がない場合、関係資料の配付を予定していること。

(6) 構成員による闊達な意見交換

賃金引上げに向けた機運の醸成の観点から、以下を構成員と調整すること。

ア 上記(1)から(5)の説明後、構成員による十分な意見交換の時間を確保すること。

このため、事前に当日の資料を構成員等の間で共有することにより会議当日の説明時間を短縮することや、必要に応じて、都道府県労働局（以下「局」という。）等からの当日の説明を割愛することのほか、説明する構成員等を上記1(1)の主たるテーマ及び(2)のサブテーマに関係が深い者に限定するなど、最大限の時間を確保するよう工夫すること。

イ 建設的かつ闊達な意見交換のため、上記(2)により構成員に自らの取組や具体的な事例の紹介等を行ってもらうとともに、他の構成員の意見に対する発言を促し、双方向での発言を促進すること。

ウ 意見交換において、地域における賃金引上げに向けた取組に係る意義や必要性、実態のほか、隘路等の課題（価格転嫁を含めた賃上げ原資の確保や人材確保等）及び課題解消のための方策等について、構成員等で認識を共有することが重要であること。

(7) 地方版政労使会議等の成果

管内の賃金引上げに向けた機運の醸成のためには、管内の労使の目に見える形での成果がとまとめられることが望ましいこと。

例えば、共同宣言の採択や共同メッセージの発信、構成員等による協定の締結や基本方針の策定、発注者企業の価格交渉担当者の人事評価上の配慮に係る要請の実施が考えられること。

6 用いる資料等

主たるテーマに関する局の提出資料は、本省より別途提供するものを必ず用いること。

また、サブテーマを念頭に局独自の資料を追加して差し支えないこと。

7 管内に向けた積極的な情報発信

地域における賃金引上げに向けた機運の醸成のため、地方版政労使会議等の開催等（当日の議事要旨含む。）を積極的に情報発信すること。

また、上記5(7)の成果がとりまとめられた場合、確実に広報すること。

8 経済産業局及び局内の連携

地方版政労使会議等の円滑な開催のため、経済産業局とも連携を図ること。

また、地方版政労使会議等の開催に係る局の窓口は雇用環境・均等部（室）が中心となるが、都道府県労働局長のリーダーシップの下で、総務部、労働基準部、職業安定部、労働保険徴収部及び需給調整事業部とも十分連携の上で対応すること。

9 その他

都道府県知事に対しては、別紙のとおり出席を要請していること。

雇均発 0626 第 1 号
令和 7 年 6 月 26 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

令和 7 年度における地方版政労使会議への参画について（依頼）

地方版政労使会議（各都道府県及び労使団体等の地域の関係者から構成される会議や「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」（昭和 41 年法律第 132 号）第 10 条の 3 に基づく協議会）については、従来より、地域の実情に応じて、各都道府県と都道府県労働局等の連携の下で開催されており、一昨年度及び昨年度には、「賃金引上げ」に向けた取組を主なテーマの一つとして、1 月、2 月を中心に全ての都道府県で開催されました。

今般、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、賃上げの流れが地方にも波及するよう、地方版政労使会議を引き続き開催することとされたところです。

今年度の地方版政労使会議は、引き続き、「賃金引上げ」に向けた取組を主たるテーマとしつつ、各地域の課題に即した内容を扱うサブテーマを設定し、構成員に認識共有や意見交換を行っていただき、各地域において、労務費の適切な価格転嫁等を含めた賃金引上げに向けた気運の醸成が図られることを目的に開催する予定です。

については、賃上げの地方や中小企業への波及に向けて、同会議が実りあるものとなるよう、貴職におかれましては積極的にご出席賜りますようお願いいたします。